

(様式第3号 裏面)

豊田市環境学習施設 eco-T
利用者の遵守事項

- 1 利用者が暴力団、暴力団員又は暴力団関係者には該当しないこと。
- 2 豊田市暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第7条に規定する暴力団の利益になる活動を行わないこと。
- 3 専ら営利を目的とした事業を行わないこと。また、特定の営利事業に eco-T の名称を利用しないこと。
- 4 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持する目的で利用しないこと。
- 5 特定の宗教を支持すること又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する目的で利用しないこと。
- 6 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為を行わないこと。
- 7 eco-T 管理者が利用内容等の分かる資料等提出を求めた場合は、これに応じること。
- 8 本申請書の記入内容に虚偽の疑い等があった場合は、必要に応じて eco-T 管理者が利用内容等の調査を行うことについて承諾すること。
- 9 利用状況等の確認のため、利用中の諸室に、本施設の職員が入室することについて承諾すること。
- 10 上記事項若しくは利用のルールに違反した場合、施設利用団体等登録申請書、施設利用申込書及び提出書類の記入内容に虚偽の事実があった場合、又は、eco-T 管理者が施設の管理上支障があると判断した場合は、利用許可を取り消され、又は利用の中止若しくは停止を命じられても、異議を申し立てず、その決定に従うこと。(※決定に従うことにより、利用者に損害が生じた場合についても、eco-T 管理者はその責めを負わない。)